

自転車の安全利用の促進

自転車は車の仲間です！交通ルールを遵守し、安全運転に努めましょう

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



◆令和6年11月に施行された交通ルールについて◆

ながらスマホ・酒気帯び運転の禁止

自転車運転中のながらスマホ、自転車の酒気帯び運転に対して新たに罰則が整備されました。



自転車の傘差し運転等の禁止

物を持つ運転はハンドル等の正確な操作に支障があり、安定を失うおそれがあることから禁止されており、罰則の対象となっています。

傘スタンドを用いた運転は危険であり、視野の妨げや安定を失うおそれのある場合は罰則の対象となります。



広島県警察安全安心アプリ

オトモポリス

ダウンロード
はこちらから



「高齢者講習」

認知機能検査

運転技能検査

の予約はお早めに

高齢運転者の方、早期予約を！



70歳以上の方（更新期間満了日における年齢）の運転免許証等の更新は、事前に高齢者講習等を受講しておく必要があります。



「検査・講習通知書」が届いたら、**すぐに予約**してください。

※学生が夏休みとなる時期は、予約を取りにくくなる傾向にあり、自動車学校によっては数か月先まで取れないこともあります。

（認定教育・検査を実施している自動車学校では、料金が異なる場合があります。）

SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺について



「必ず儲かる」「あなただけ」という話は**詐欺**です。
怪しい勧誘については、**家族・警察**に相談しましょう！

交番事件事故発生状況

★ 交通事故 (令和7年3月)		★ 犯罪発生状況 (令和7年3月)	
物件事故	78件	自転車盗	1件
人身事故	2件	器物損壊	1件
		万引き	2件